



令和5年2月15日

報道関係者 各位

市川市 経済部長 小塚 眞康

「市川市事業者電気・ガス料金高騰対策支援金」 給付額の拡充及び受付期間の延長について

標記の事業につきましては、今般の電気料金及びガス料金の高騰の影響を受けた中小企業者等を支援するため、事業用途の電気料金及びガス料金の上昇分として、支払額に応じた給付区分により、支援金を給付しております。

このたび、小規模事業者の事業継続に向けた支援の一層の充実を図るため、**給付額の拡充（給付対象の下限の引き下げ）**を行い、併せて、新たに給付対象となる事業者に必要な準備期間を確保するため、**申請受付の期限を1か月延長**することといたします。

制度改正の内容は以下のとおりであり、**2月15日（水）**から適用いたします。

（1） 給付額の拡充

	令和4年4月分から令和4年8月分までの 電気料金及びガス料金の支払額の合計	給付額
【新設】	15万円以上20万円未満 の場合	3万円
	20万円以上50万円未満 の場合	5万円
	50万円以上75万円未満 の場合	10万円
	75万円以上 の場合	15万円

※給付対象となる電気・ガス料金支払合計額の下限を、
対象月平均「4万円以上」から「3万円以上」に引き下げ。

（2） 申請受付期間の延長

（現行）

（改正後）

令和5年2月28日（火）まで → **令和5年3月31日（金）まで**

以上